

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの概要

- 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。
- 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定。（「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知））

実施主体

- ・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関
 - ※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
 - ※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

研修分野・対象者

【専門分野別研修】

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

【マネジメント研修】

<対象者>

- ・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

【保育実践研修】

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

指定手続き

- ・ 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。
- ・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

研修時間

- ・ 1分野15時間以上とする。

講師

- ・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

研修修了の評価

- ・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

研修修了の情報管理

- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。（修了証は全国で有効。）
- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	・ 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・ 乳児保育の意義 ・ 乳児保育の環境 ・ 乳児への適切な関わり ・ 乳児の発達に応じた保育内容 ・ 乳児保育の指導計画、記録及び評価
②幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	・ 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・ 幼児教育の意義 ・ 幼児教育の環境 ・ 幼児の発達に応じた保育内容 ・ 幼児教育の指導計画、記録及び評価 ・ 小学校との接続
③障害児保育	・ 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・ 障害の理解 ・ 障害児保育の環境 ・ 障害児の発達の援助 ・ 家庭及び関係機関との連携 ・ 障害児保育の指導計画、記録及び評価

研修分野	ねらい	内容
マネジメント	・ 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。	・ マネジメントの理解 ・ リーダーシップ ・ 組織目標の設定 ・ 人材育成 ・ 働きやすい環境づくり

研修分野	ねらい	内容
④食育・アレルギー対応	・ 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 ・ アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 ・ 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・ 栄養に関する基礎知識 ・ 食育計画の作成と活用 ・ アレルギー疾患の理解 ・ 保育所における食事の提供ガイドライン ・ 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
⑤保健衛生・安全対策	・ 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 ・ 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 ・ 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・ 保健計画の作成と活用 ・ 事故防止及び健康安全管理 ・ 保育所における感染症対策ガイドライン ・ 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ・ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
⑥保護者支援・子育て支援	・ 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	・ 保護者支援・子育て支援の意義 ・ 保護者に対する相談援助 ・ 地域における子育て支援 ・ 虐待予防 ・ 関係機関との連携、地域資源の活用

研修分野	ねらい	内容
保育実践	・ 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。	・ 保育における環境構成 ・ 子どもとの関わり方 ・ 身体を使った遊び ・ 言葉・音楽を使った遊び ・ 物を使った遊び

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保健衛生・安全対策	- 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 - 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 - 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	○保健計画の作成と活用 ○事故防止及び健康安全管理 ○保育所における感染症対策ガイドライン ○保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	- 子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成 - 保健活動の記録と評価 - 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患等） - 事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組 - 体調不良や傷害が発生した場合の対応 - 救急処置及び救急蘇生法の習得 - 災害への備えと危機管理 - 他職種との協働 - 保育所における感染症対策ガイドラインの理解 - 保育所における感染症の対策と登園時の対応 - 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解 - 保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応 - 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解 - 安全な環境づくりと安全の確認方法
保護者支援・子育て支援	保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	○保護者支援・子育て支援の意義 ○保護者に対する相談援助 ○地域における子育て支援 ○虐待予防 ○関係機関との連携、地域資源の活用	- 保護者支援・子育て支援の役割と機能 - 保護者支援・子育て支援の現状と課題 - 保育所の特性を活かした支援 - 保護者の養育力の向上につながる支援 - 保護者に対する相談援助の方法と技術 - 保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価 - 社会資源 - 地域の子育て家庭への支援 - 保護者支援における面接技法 - 虐待の予防と対応等 - 虐待の事例分析 - 保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携 - 保護者支援・子育て支援における地域資源の活用 「子どもの貧困」に関する対応